



厚生労働省
静岡労働局

静岡労働基準監督署通信



2023年9月号（第6号）
発行／静岡労働基準監督署

〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

静岡県最低賃金の改正について

もう、チェックした？



静岡県
最低賃金

984 時間額
円

令和5年10月1日～

※ 産業によって、特定最低賃金が定められている場合があります。
年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省・静岡労働局

静岡県最低賃金の改正について、静岡地方最低賃金審議会において最終的な答申がなされ、令和5年9月1日に官報公示が行われました。

今年は発効日が

令和5年10月1日

となります。

事業場における賃金締切日に関係なく、10月1日からの賃金から

時間額984円

が適用されますので、ご注意ください。

また、対象となる賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外労働・休日労働に対する賃金、深夜労働に対する割増賃金は算入されません。

業務改善助成金の制度の拡充について

8月31日から開始

※申請期限：2024(令和6)年1月31日
(事業完了期限：2024(令和6)年2月28日)



業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
50円以内の事業場

お問い合わせ

電話番号：0120-366-440

② 賃金引き上げ後の申請



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

③ 助成率区分の見直し

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

交付申請書等の提出先は静岡労働局 雇用環境・均等室です

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

過重労働解消セミナーのご案内

令和5年度厚生労働省委託事業

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

健康的でやる気あふれる職場の実現のために

過重労働解消のためのセミナー

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
- ★過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
- ★過重労働解消に関する企業の取組事例

開催日程

2023 10月～2024 1月

開催方法

オンライン開催
(Zoomウェビナー使用)
50回開催

会場開催
東京・大阪で各1回
の計2回開催

★特別企画として
「業務効率化セミナー」
をオンライン開催と東京・大阪
の会場開催で各1回の計3回

全55回
〈参加費〉
無料

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(全基連) 過重労働解消のためのセミナー事務局 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6F
TEL.03-5283-1030(平日10:00-17:00) FAX.03-5283-1032 E-mail:kajyu-kaishou@zenkiren.com

過重労働解消セミナー

検索

※お預かりした個人情報、本セミナー事業に
必要な範囲でのみ利用させていただきます。



職長等に対する安全衛生教育が義務化されています！

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食品品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が令和5年4月1日から新たに加わりました。現在、製造業において職長等に対する安全衛生教育の規定が除かれるのは、

- イ たばこ製造業
- ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
- ハ 衣服その他の繊維製品製造業
- ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

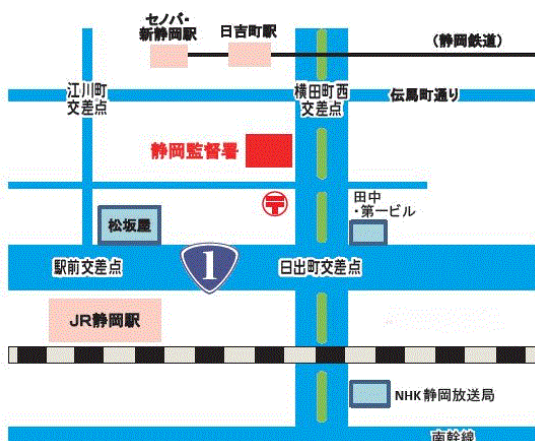
のみとなっています。

事業者には安全衛生教育の実施義務がありますが、事業場に適正な講師がいない、どのような教育を行ったらよいか分からないといった場合には、事業者者に替わって労働災害防止団体等の講習機関が実施する安全衛生教育を受けさせることも認められています。

お問い合わせ

公益社団法人 静岡県労働基準協会連合会 電話番号：054-254-1012
静岡県労働基準協会 電話番号：054-253-7067
清水労働基準協会 電話番号：054-351-4584

静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

冒頭の写真は畑薙第一ダムの堰堤です。秋には紅葉が綺麗です。川根本町からは井川湖（井川ダム）より奥地になりますが、まぎれもなく静岡市葵区になります。